

議案第2号

高根沢町課設置条例の一部改正について

高根沢町課設置条例（平成25年高根沢町条例第30号）の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和4年9月1日

高根沢町長 加藤公博

高根沢町課設置条例の一部改正の概要

1 改正趣旨

新庁舎の整備を強力に進めるとともに、より効率的な組織とするため、組織機構の一部を改めるもの

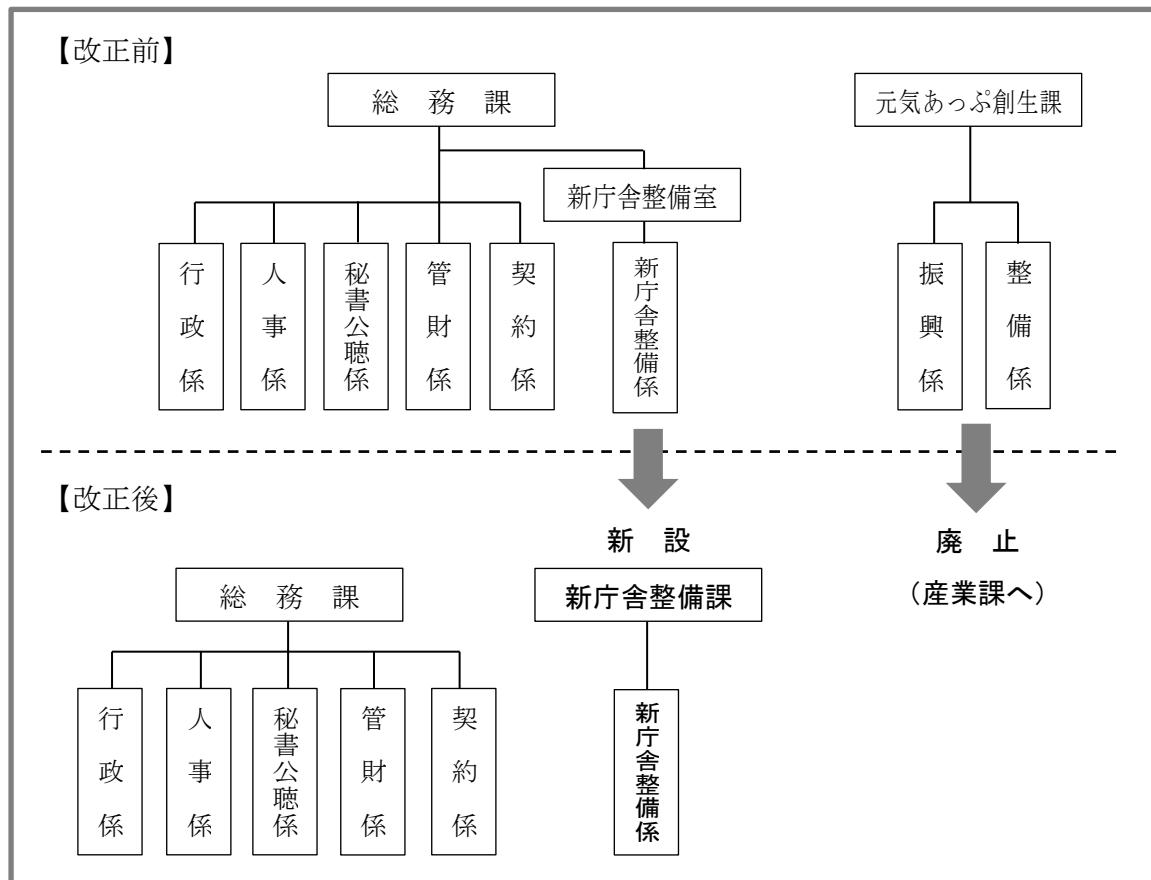
2 改正内容

【(課の設置) 第1条第1項】

- ・ 元気あっぷ創生課の削除（廃止）
- ・ 新庁舎整備課の追加（新設）

【(課の設置) 第1条第2項】

- ・ 元気あっぷ創生課事務分掌の削除（廃止）
- ・ 新庁舎整備課事務分掌の追加（新設）



3 施行日

令和5年4月1日

高根沢町課設置条例の一部を改正する条例

高根沢町課設置条例（平成25年高根沢町条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
(課の設置) 第1条 (11) <u>新庁舎整備課</u> 2		(課の設置) 第1条 (11) <u>元気あっぷ創生課</u> 2	
課名	事務分掌	課名	事務分掌
(略)	(略)	(略)	(略)
新庁舎 整備課	(1) <u>新庁舎建設に関すること。</u> (2) <u>公共施設の適正管理に関すること。</u>	元気あ っぷ創 生課	(1) <u>元気あっぷむらの振興及び 整備に関すること。</u> (2) <u>道の駅の整備に関するこ と。</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。